

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

平成27年10月25日執行の五泉市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成28年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

### 裁 決 書

審査申立人 五泉市緑町3番16号  
猪熊 豊  
五泉市泉町1丁目3番13号  
伊藤 英世  
五泉市本町2丁目4番4号  
二瓶 俊一

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成28年2月12日付けで提起された平成27年10月25日執行の五泉市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 審査の申立ての要旨及び理由

#### 1 審査の申立ての要旨

申立人のうち猪熊豊及び二瓶俊一は、本件選挙について、平成27年11月6日付けで五泉市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が平成28年1月21日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙において当選人と決定された佐藤浩（以下「当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

#### 2 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば次のとおりである。

当選人の住所は、選挙公報によれば「五泉市北五泉駅前2番5号107」と記載されているが、当選人は、新潟市江南区亀田中島1丁目（以下「家族宅」という。）に自宅を所有し、当選人の妻子もその住所で生活しており、生活の本拠は五泉市ではなく、新潟市にある。

住所について民法では「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、さらに最高裁判所の判決でも「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべき」とされている。

すなわち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）において被選挙人の住所の認定は、日本国憲法と地方自治法で定められた議会制民主主義、地方自治の根幹をなすものであり、この認定にあたっては、起居、寝食、家族同居の事実及び生計を一にする家族がどこに住んでいるかが極めて重要となる。

したがって、当選人の生活の本拠は、妻子が住んでいる新潟市江南区亀田中島1丁目の自宅であり、当選人の当選は無効とすべきである。

### 争 点

公職選挙法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月間、すなわち平成27年7月25日から同年10月25日までの間（以下「本件期間」という。）、五泉市内に住所を有していたかどうか

かが問題となる。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査申立書の要件審査において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正された審査申立書が提出され、適法なものと認められたため、これを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会に対して証拠物件の提出を求めたほか、現住所地の検証や近隣住民への聞き取り調査を行うなど、慎重かつ厳正に審理した。

### 1 住所認定についての解釈

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされている。

加えて、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

以上の見地を踏まえて、被選挙権の有無に関わる本件期間における当選人の生活の本拠について審理した結果は次のとおりである。

### 2 当委員会が認定した事実

#### (1) 住民基本台帳法上の届出による住所移動状況

ア 平成23年4月25日を転入日とし、東蒲原郡阿賀町津川から、五泉市駅前2丁目を新住所として届出。

イ 平成23年9月17日を転居日とし、五泉市尻上を新住所として届出。

ウ 平成24年2月8日を転居日とし、五泉市北五泉駅前2番5号ファミリー西屋107号（以下「現住所地」という。）を新住所として届出。

#### (2) 五泉市議会議員一般選挙における当選人の立候補及び当選の記録

ア 平成23年10月23日執行の五泉市議会議員一般選挙で初当選。

イ 平成27年10月25日執行の本件選挙で再選（2期目）。

#### (3) 当選人が五泉市議会議員一般選挙に立候補した経緯

市委員会の決定書によると、『当選人は、五泉市議会議員に立候補する前は、新潟3区の衆議院議員の秘書に従事しており、当時は五泉市、阿賀野市、阿賀町の三地区を担当していた関係と秘書解雇後は、五泉市東蒲原郡選挙区の県議会議員の政治活動をサポートする中で、本市に政治活動の地盤ができたとし、新潟市江南区には妻と共有名義の住宅があるが、結婚の際、妻の姓を称し（略）、新潟市での政治活動の地盤は築けていないと証言している。申出人は新潟市に生活の本拠があると主張するが、当選人は、新潟市の住宅に戻るのには「月に1回あるかないか」と反論しており、当選人の妻の証言でも「年に4・5回程度」ということであった。』とされている。

#### (4) 現住所地について

ア 当選人は、平成23年12月1日付けで現住所地のアパートであるファミリー西屋107号の賃貸借契約を締結している。

イ 現住所地における電気、水道、ガスの使用状況は、次のとおりであり、契約者は、いずれも当選人となっている。

（電気）

請求年月	使用量 (kWh)	使用料金（円）		
		現住所地	総務省家計調査 (単身世帯)	
			全国	北陸 東海
平成27年1月	184	4,857	5,255	6,391
平成27年2月	130	3,549		
平成27年3月	143	3,791		

平成27年4月	1 3 7	3,613	3,595	4,077
平成27年5月	1 2 1	3,220		
平成27年6月	9 8	2,667		
平成27年7月	1 3 1	3,342	3,665	3,149
平成27年8月	1 8 6	4,749		
平成27年9月	1 8 3	4,593		
平成27年10月	1 3 6	3,342	3,545	3,743
平成27年11月	1 4 4	3,561		
3ヶ月平均		4,228	3,665	3,149

(水道)

請求年月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)		
			現住所地	総務省家計調査 (単身世帯)	
				全国	北陸 東海
平成27年1月	平成26年12月	1 0	2,690	1,400	1,588
平成27年2月	平成27年1月	9	2,690	1,599	1,818
平成27年3月	平成27年2月	8	2,690		
平成27年4月	平成27年3月	9	2,690		
平成27年5月	平成27年4月	1 0	2,690	1,553	1,540
平成27年6月	平成27年5月	6	2,690		
平成27年7月	平成27年6月	6	2,690		
平成27年8月	平成27年7月	4	2,690	1,586	1,515
平成27年9月	平成27年8月	6	2,690		
平成27年10月	平成27年9月	6	2,690		
平成27年11月	平成27年10月	8	2,690	1,744	1,622
3ヶ月平均			2,690	1,586	1,515

※ 現住所地には下水道が整備されていないため、上水道の使用量と同量が下水道に排水されたものと想定し、上水道料金1,400円に下水道の基本料金1,290円を上乗せして算定した。

(ガス)

請求年月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)		
			現住所地	総務省家計調査 (単身世帯)	
				全国	北陸 東海
平成27年2月	1月9日～2月7日	2 9	4,036	3,394	3,655
平成27年3月	2月8日～3月7日	2 3	3,393		
平成27年4月	3月8日～4月7日	3 2	4,406		
平成27年5月	4月8日～5月7日	2 5	3,601	2,955	3,862
平成27年6月	5月8日～6月7日	1 2	2,157		
平成27年7月	6月8日～7月7日	8	1,621		
平成27年8月	7月8日～8月7日	5	1,199	2,227	2,550

平成27年9月	8月8日～9月7日	4	1,057		
平成27年10月	9月8日～10月7日	10	1,717		
平成27年11月	10月8日～11月7日	22	3,137	2,247	2,291
3ヶ月平均			1,324	2,227	2,550

ウ 当選人は、平成27年4月から選挙期日までの間、21回にわたり、ほぼ定期的に近所のクリーニング店を利用している。

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
回数	2	4	2	3	4	4	2

エ 当選人は、平成27年4月から選挙期日までの間、30回にわたり、飲食店から現住所地のアパートまで五泉市内の運転代行を利用している。

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
回数	6	1	2	10	6	4	1

オ 当選人が市委員会に提出した本件期間である平成27年7月25日から同年10月25日までの当選人の行動記録によると、この間、当選人が現住所地以外で宿泊したのは一部事務組合の五泉地域衛生施設組合の議会議員として行政視察に参加したときの視察先である栃木県宇都宮市内のホテルサンルート宇都宮に一泊したのみである。

カ 当選人は現職の市議会議員であるが、当選人の初当選以降、市議会において当選人の議員資格が審議された事案はない旨の書類が五泉市議会議長から提出されている。なお、市議会事務局から当選人への文書の送付方法は、現住所地への郵送が基本となっている。

キ 当選人は、県内の金融機関の五泉支店に預金口座を有しており、市議会からの議員歳費は、当該預金口座に振り込まれていた。また、本件期間中、当該預金口座からの出金は、全て五泉市内の支店及びコンビニエンスストアで行われていた。

ク 当選人が現住所地に転居した平成24年2月から平成25年5月までの期間については確認できなかったが、平成25年6月から平成28年5月までの期間、当選人は、現住所地において、NHKとの受信契約に基づき、受信料を支払っている。

ケ 当選人に対し、自家用車の給油実態を確認するための書類を求めたが、当選人が書類を保管していなかった。

コ 当選人は、五泉市内の2つの医療機関の診察券を有しており、本件期間中の受診歴はなかったものの、うち1つの医療機関において、平成27年5月、11月に受診歴があった。

サ 平成28年3月8日に現住所地のアパートの検証を行ったところ、アパートには、生活に必要な家財道具一式が揃っていたほか、冷蔵庫には食材や調味料等が十分備えられており、日常的に使用している様子が窺えた。また、寝室の押し入れには、夏物の布団等が収納され、通年で生活が可能な状況にあり、現住所地に配達された郵便物及び小学校の児童が届けた学校だよりを確認した。

シ 現住所地の複数の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、次のような証言を得た。

- ・ 当選人とは、朝と夕方に顔を合わせることがよくあり、挨拶もしている。
- ・ 町内の文書などは、町内会の担当の方が全戸のポストに投函しているため、アパートの住民同士で回覧板を回してはいない。
- ・ 当選人の部屋から物音も聞こえるし、長期間不在にしている様子もないため、ここで生活していると言える。
- ・ 通勤時間帯が違うからか、当選人と顔を合わせることはないが、当選人の部屋の浴室の電気が点灯し、水の音が聞こえることもある。

#### (5) 家族宅について

ア 家族宅の建物は当選人と妻の共有名義であり、その敷地は家族宅の隣に住む当選人の妻の父親名義である。

イ 当選人の家族構成は、妻、長男及び長女の3人であったが、長男が平成27年春に宮城県の大学に進学したため、現在は妻と長女が生活している。

ウ 市委員会の決定書によると、『妻の陳述によると、住宅の隣に妻の両親の自宅があり、天候の優れないときなど母親が自家用車で中学3年の長女の新潟市内の中学校への送迎を引き受けていること、妻の勤務先が新潟市内の金融機関であるためその通勤や、長女の通学及び進学を考えると五泉市内での当選人との同居は現段階で困難であり、別居状態はやむを得ない』ということであった。

エ 家族宅における電気、水道、ガスの使用状況（長男の引っ越し後）は、次のとおりであり、契約者は、いずれも当選人となっている。

(電気)

請求年月	使用期間	使用量 (kWh)	使用料金 (円)		
			家族宅	総務省家計調査 (二人以上の世帯の うち勤労者世帯)	
				全国	新潟市
平成27年 4月	3月19日～4月19日	3 5 4	10,430	12,280	13,622
平成27年 5月	4月20日～5月19日	2 2 8	6,847	10,245	9,684
平成27年 6月	5月20日～6月17日	2 2 1	6,522	8,636	7,885
平成27年 7月	6月18日～7月20日	2 8 2	8,015	8,541	8,118
平成27年 8月	7月21日～8月18日	3 5 7	10,078	10,473	9,740
平成27年 9月	8月19日～9月15日	2 0 9	5,888	9,888	9,145
平成27年10月	9月16日～10月19日	2 7 3	7,507	8,506	7,441
3ヶ月平均			7,824	9,622	8,775

(水道)

請求年月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)		
			家族宅	総務省家計調査 (二人以上の世帯の うち勤労者世帯)	
				全国	新潟市
平成27年 4月 平成27年 5月	3月6日～5月6日	2 7	7,229	5,624	4,150
				5,289	7,919
平成27年 6月 平成27年 7月	5月7日～7月6日	2 5	6,673	4,963	5,467
				5,732	7,168
平成27年 8月 平成27年 9月	7月7日～9月3日	2 5	6,673	5,155	3,724
				5,246	6,218
平成27年10月 平成27年11月	9月4日～11月4日	2 3	6,108	5,261	4,096
				5,278	8,007
4ヶ月平均			6,310	5,235	5,511

(ガス)

請求年月	使用期間	使用量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)		
			家族宅	総務省家計調査 (二人以上の世帯の うち勤労者世帯)	
				全国	新潟市
平成27年 4月	3月14日～4月14日	6 2	10,091	7,844	9,695
平成27年 5月	4月15日～5月16日	3 2	5,671	6,631	9,424
平成27年 6月	5月17日～6月15日	3 2	5,561	5,338	5,168
平成27年 7月	6月16日～7月14日	2 8	4,879	4,618	4,412
平成27年 8月	7月15日～8月14日	1 7	3,309	3,975	3,617
平成27年 9月	8月15日～9月11日	1 6	3,100	3,562	3,345
平成27年10月	9月12日～10月15日	3 4	5,391	3,726	4,045
平成27年11月	10月16日～11月13日	3 4	5,409	4,411	4,510
3ヶ月平均			3,933	3,754	3,669

オ 家族宅の複数の近隣住民（市委員会の聞き取り調査との重複1名あり）に聞き取り調査を実施したところ、次のような証言を得た。

- ・ 当選人の職業も分からず、当選人の家族からは単身赴任中と聞いていた。
- ・ 当選人が5～7年前に町内会の組長をしていた頃はよく見かけたが、ここ数年は見かけていない。数ヶ月に一度見かけるかどうかだと思う。
- ・ 当選人の家族宅が見えるため、以前は当選人が朝と夕方に車を出し入れしている様子を目にしたが、ここ数年は見かけていない。

### 3 当委員会の判断

当委員会は、上記2に基づき、本件期間における当選人の生活実態を推認の上、当選人の住所について判断する。

#### (1) 現住所地について

##### ア 電気、水道、ガスの使用状況

平成27年7月から平成27年9月までの期間における現住所地での電気、水道、ガスの使用状況を、総務省が公表している家計調査と比較し、居住の有無を推定することとする。

各月平均の電気の使用料金は、現住所地が4,228円、全国が3,665円、北陸・東海が3,149円となっており、現住所地が全国及び北陸・東海の使用料金を上回っている。

各月平均の水道の使用料金は、現住所地には下水道が整備されていないため、上水道の使用量と同量が下水道に排水されたものと想定し、上水道料金1,400円に下水道の基本料金1,290円を上乘せして算定すると、現住所地が2,690円、全国が1,586円、北陸・東海が1,515円となっており、現住所地が全国及び北陸・東海の使用料金を上回っている。

各月平均のガスの使用料金は、現住所地が1,324円、全国が2,227円、北陸・東海が2,550円となっており、現住所地が全国及び北陸・東海の使用料金を下回っている。これについては、市委員会の決定書にもあるように、ガス使用期間に対応する3箇月間で、18回の運転代行の利用実績があることから、外での飲食の機会が多く、その分ガスの使用量も抑えられたと考えることもできる。

これらの点について、申立人は、現住所地の平成27年7月の水道使用量が4㎡であり、平成27年5月から9月までは、7月を除き、6㎡しか使用されていないため、少なくとも、平成27年7月は、当選人の生活の本拠が現住所地にない旨を主張するが、平成27年7月は、他の月と比べて運転代行の利用回数が多いことから、料理等を行わず、水道使用量が少なくなったものとも推認できる。

また、申立人は、現住所地の「電気、ガス、水道の使用量は、住んでいなくとも長時間のつけっぱなしや温水の流しっぱなしで、ある程度数字が大きくなることは考えられる。」と主張するが、各月の電気、ガス及び水道の使用量が変動していること、また、現住所地の検証の状況から不自然な使用方法があるとは断言はできず、申立人からその主張を裏付ける客観的証拠は一切示されていない。

##### イ 現住所地での生活状況

当選人は、五泉市内において定期的にクリーニング店や運転代行を利用しているほか、金融機関の預金口座の出金状況、NHKの受信契約の状況、医療機関の診察券の保有状況等から、五泉市内で日常的に生活している様子が窺える。

申立人は、現住所地の固定電話は当選人の携帯電話に転送されているため、家族宅にいる当選人の携帯電話につながるようになっていないこと、また、当選人が運転代行を利用した際、自家用車をアパートの駐車場に入れ、そのままJRを利用し、新潟市江南区の家族のもとに戻ることができることを主張するが、申立人からそれらの主張を裏付ける客観的証拠は一切示されていない。

##### ウ 現住所地の検証及び近隣住民の証言

現住所地のアパートにおいて、生活に必要な家財道具一式、食材や調味料の使用状態、郵便物等、当選人が現住所地において日常的に生活を送っている様子が窺え、現住所地が生活の本拠ではないと説明する具体的な証拠はなかった。

申立人は、現住所地のアパートの冷蔵庫の食料品や生活用品は、市委員会の調査通知に間に合わせるように揃えたことも考えられると主張するが、申立人からそれらの主張を裏付ける客観的証拠は一切示されていない。

また、現住所地の近隣住民からも、当選人が現住所地で生活しているという証言を得ている。

#### (2) 家族宅について

##### ア 電気、水道、ガスの使用状況

平成27年7月から平成27年9月、又は10月までの期間における家族宅での電気、水道、ガスの使用状況を、総務省が公表している家計調査と比較し、当選人の居住の有無を推定することとする。

各月平均の電気の使用料金は、家族宅が7,824円、全国が9,622円、新潟市が8,775円となっており、家族宅が全国及び新潟市の使用料金を下回っている。

各月平均の水道の使用料金は、家族宅が6,310円、全国が5,235円、新潟市が5,511円となっており、家族宅が全国及び新潟市の使用料金を上回っている。

各月平均のガスの使用料金は、家族宅が3,933円、全国が3,754円、新潟市が3,669円となっており、家族宅と全国及び新潟市の使用料金はほぼ同一である。

水道については、家族宅の使用料金が全国及び新潟市の使用料金を上回っている状況であるが、家族宅と全国及び新潟市に大きな差異はなく、当選人が家族宅で生活していると認められるほどの使用料金ではない。

#### イ 家族宅の近隣住民の証言

市の聞き取り調査に加え、複数の近隣住民から、ここ数年、当選人を見かけていないという証言を得ている。

#### (3) まとめ

以上のとおり、本件期間中における当選人の生活の本拠は、現住所地にあり、当選人の生活に最も関係の深い生活の中心であることが認められる。

また、当委員会が審理する過程で、当選人の生活の本拠が家族宅にあると認めるに足りる客観的な証拠は一切なく、申立人も、市委員会の調査確認不足を指摘するとともに、当選人が五泉市内で住民基本台帳法上の届出をした2箇所の物件、現住所地のアパート及び家族宅の外観写真（計4枚）を提出するのみで、申立人の主張を裏付ける客観的証拠として認めるに足りるものではない。

したがって、当選人は、平成27年10月25日の時点で、引き続き3箇月以上五泉市内に住所を有していると認められることから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していたものである。

よって、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成28年3月30日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎